

2012年5月1日現在

明治大学法科大学院概況（2012年度）

1 設置者

学校法人明治大学

2 文部科学省設置認可時の正式名称

明治大学大学院法務研究科法務専攻

3 教育上の基本組織

明治大学法科大学院は、組織的には法学部からも、従来の研究者養成型大学院からも独立した教育機関である。本学の大学院は、従来の研究者養成型大学院、法科大学院、及び3研究科を有する専門職大学院から構成される。

なお、法科大学院には、機関の長として、法科大学院長が置かれている。

4 教員組織

		専任教員数					助手等	設置基準上 必要専任教員数	専任教員 1人当たりの 学生数	兼担 教員数	兼任 教員数	備考
		教授	准教授	講師	助教	計						
専任教員の内訳	専任教員 (研究者)	31	0	0	0	31	※18					
	専任教員 (法学部兼籍)	1	0	0	0	1						
	専任教員 (実務家)	10	0	0	0	10						
	みなし専任教員 (特任)教員	11	0	0	0	11						
合計		53	0	0	0	53	※18	34	7.17	16	29	

※助手等は「教育補助講師」

5 入学定員、収容定員及び在籍者数

- (1) 入学定員 170名（未修者80名、既修者90名）
- (2) 収容定員 510名（入学定員×3）
- (3) 在籍者数 380名（未修者260名、既修者120名）（2012年5月1日現在）

6 入学者選抜

(1) アドミッションポリシー

○本法科大学院の理念と求められる人材

本法科大学院は建学の精神である「権利自由」「独立自治」の理念の下、人権を尊重し「個」を大切にする法曹の養成を目標とし、とくに「知的財産」「医事生命倫理」「環境」「ジェンダー」「企業法務」の5分野に力を入れています。入学者選抜においては、正義感にあふれ、批判的精神をもって社会および法と格闘する人材を求めていきます。

○対象とされる受験者

大学卒業者、ないし卒業見込みの者、もしくは大学卒業者と同等以上の学力を有する者と本法科大学院が認めた者や大学3年次に在学している者で、優れた成績を修めた者（いわゆる飛び級）などです。また法科大学院入試を受験するためには、日弁連法務研究財団の実施する「法科大学院適性試験」を受験していかなければなりません。

○入学試験における留意点

入学試験では、筆記試験と書類選考および面接（ただし未修者コースのみ）を実施します。未修者コースでは将来性と多様性に、既修者コースでは即戦力の適格性に重点を置いています。なお既修者コースでは、日弁連法務研究財団主催の「法科大学院既修者試験」憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法の6科目の成績の提出を必須としています。未修者コースの筆記試験では、法律知識を前提としない小論文を課しており、ここでは、法解釈や判例の知識は問わないものの社会生活を営んでいくうえでの法的なセンスや人権感覚、論理的思考力などが問われます。

(2) 入学者選抜方法

入学者の選抜は、第一次：書類選考と筆記試験、第二次：面接から成る。

書類選考では、法科大学院適性試験の成績ほか、学部時代の学業成績、社会的活動の実績、本法科大学院の重点領域に関連する資格、法科大学院及び法曹を志望する理由など、多面的な視角から総合的に評価し、前途有為な人材を選抜している。

ア 法学未修者コース（3年制）

未修者コースでは将来性と多様性に重点を置いています。筆記試験では、法律知識を前提としない小論文を課している。ここでは、法解釈や判例の知識は問わないが、社会生活を営んでいくうえでの法的なセンスや人権感覚などは問われる可能性がある。第一次選考合格者を対象とした面接では、社会にアンテナを張っているかどうかを見極める意味で時事的な問題を取り上げたり、思考展開力を問う設問などを考えている。

イ 法学既修者コース（2年制）

既修者コースでは即戦力の適格性に重点を置いている。（財）日弁連法務研究財団主催の「法科大学院既修者試験」の成績の提出を必須としている（憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法の6科目を評価対象とし、行政法は除く）。また、法学検定試験または旧司法試験択一試験の成績も考慮して、法律基本科目に関する法的知識の修得度を測る。

筆記試験では、憲法・民法・刑法・商法の4科目につき論文試験を課し、法的知識の正確性と法的思考の展開力を探る（これら4科目が入学後の単位免除科目となる）。

（3）2012年度入学試験データ（）内は女子数

	既修者		未修者		合計	
募集人員	90		80		170	
第一次選考志願者数	694	(149)	294	(103)	988	(252)
第一次選考合格者数			235	(84)		
第二次選考合格者数	267	(65)	125	(49)	392	(114)
実質倍率（志願者数/二次合格数）	2.60		2.35		2.52	
入学者数	65	(12)	66	(28)	131	(40)

（4）配点基準

【未修者コース】	筆記試験（小論文）	120点
	書類選考	130点
	内訳：全国統一適性試験	100点
	：学業成績・社会的活動・資格（各10点）	計30点
【既修者コース】	筆記試験（憲法、民法、商法、刑法各50点）	計200点
	書類選考	140点
	内訳：全国統一適性試験	50点
	：法学既修者試験	60点
	：学業成績・社会的活動・資格（各10点）	計30点

（5）適性試験の平均点及び最低点

	最低点	平均点
既修	150	200.0
未修	143	192.7

7 標準修了年限

3年（法学既修者コースは2年）

8 教育課程及び教育方法

(1) 開講形態

昼間開講。1時限90分授業。

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

(2) 教育課程

ア 理論的教育と実務的教育の架橋

本法科大学院における理論的教育と実務的教育の「架橋」教育は、まず1年次・2年次において、法律知識の体系的理解とその論理的展開を中心とした理論的教育を行い、それを基礎として2年次・3年次において、法律実務につなげる一方で、法律実務の観点から法理論を捉え、法理論的教育に反映するという連携教育が重要であると考えて、これを機軸としている。

実務基礎科目としては、「法曹倫理」「事実と証明I（民事）」「事実と証明II（刑事）」の必修科目のほか、弁護士・企業法務を担当者とするエクスターングップの「法曹実務演習1」、行政機関において実務の経験をするエクスターングップの「法曹実務演習2」、弁護士・裁判官・検察官・外国法事務弁護士を担当者とする「模擬裁判（民事）」「模擬裁判・法文書作成（刑事）」、弁護士を担当者とする「ローヤリング」「行政訴訟実務」を選択必修科目（4単位以上）とし、そのほか「民事法文書作成」「企業法務文書作成」、裁判官経験者を担当者とする「法情報調査」等の科目を設置している。これらの授業を通して、法曹に必要とされるスキルが養成される。

法曹としての使命・責任の自覚、法曹倫理という法曹に必要なマインドに関しては、講義科目・演習科目において具体的な事例を検討するにあたって常に意識されているところであるが、とりわけ、カリキュラムとして開設しているオムニバス方式の「法曹倫理」において、弁護士・裁判官・検察官のそれぞれの立場における使命・責任と倫理を学ばせている。

展開・先端科目群に、「企業関係法務」、「知的財産関係法務」、「ジェンダー関係法務」「環境関係法務」、「医事・生命倫理関係法務」の5分野の専門法曹を養成する科目を重点的に開設している。これらの科目では、研究者教員と第一線で活躍している実務家教員との共同による授業を実施して、理論的教育と実務的教育の架橋に努めている。

イ 授業科目

(ア) 法律基本科目

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、それぞれ講義・演習科目を必修科目として開設している。法律基本科目の体系的知識の修得と、それを自在に活用できるまでの深い理解に到達することができるよう、段階を踏みながら、また、理論と実務の架橋を図りながら、指導している。なお、初めて行政法や民事訴訟法・刑事訴訟法の学習を始める学生向けに、「行政法基礎」（未修1年前期、既修2年4月土曜

集中）と「訴訟法基礎」（1年春期集中）を選択科目として開設している。

法律基本科目については、そのほかに各法「展開演習」を3年前期・後期に選択科目として開設している。これは、1年次・2年次で修得した知識を基礎にして、判例や事例問題を多角的に検討し、思考力・応用力等の養成を図ることを目的としたものである。また、各法「総合指導Ⅰ・Ⅱ」を1～3年を対象に開設している（履修可能学年は指定）が、これは「現代社会において生起するさまざまな法的紛争を理解し、解決できる能力を養成するためには、まず、基本的な法知識と基本的な法思考方法を修得させ、次いで、それを基礎にして、問題発見能力や問題解決能力の涵養と向上を図る。担当教員の専門領域を中心に、法情報調査や判例評釈・研究論文の書き方の指導、さらには進路指導など、多方面にわたり総合的に指導する。この目的を達成するために、履修学生を20名程度にしぶり、学生の理解度に応じて個別的に対応する」という趣旨の科目である。

必修科目として開講しているのは、以下の科目である。民事訴訟法と刑事訴訟法の講義科目は2年次配当であるが、それ以外の講義科目は1年次配当であり、演習科目はすべて2年次配当である。

（イ）法律実務基礎科目

法曹としての実務に必要な専門的知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるために、必修科目として「法曹倫理」「事実と証明Ⅰ（民事）」「事実と証明Ⅱ（刑事）」を、選択必修科目として「模擬裁判（民事）」「模擬裁判・法文書作成（刑事）」「法曹実務演習Ⅰ」「法曹実務演習Ⅱ」「ローヤリング」「行政訴訟実務」を、選択科目として「法情報調査」「要件事実・事実認定論」「民事法文書作成Ⅰ」「民事法文書作成Ⅱ」「企業法務文書作成」「知的財産訴訟実務」「不動産登記実務」を開設し、法実務実践教育を行っている。担当教員は、弁護士・裁判官経験者・検察官・外国法事務弁護士の実務家教員を中心に構成されている。法律基本科目などの理解を前提にして、法理論教育と法実務教育が適切に連携できるように配慮している。

（ウ）基礎法学・隣接科目

法の構造、法思想、法の役割、法の歴史などの基礎法学、世界的視野での法制度比較、経済、政治、公共政策などの隣接科学を学び、広い視野を持った法曹を養成することを意図した科目群である。このために、「司法制度論」「法哲学」「法社会学」「日本法史」「日本近代法史」「東洋法史」「西洋法史」「比較法制度論Ⅰ（アメリカ）」「比較法制度論Ⅱ（ヨーロッパA）」「比較法制度論Ⅱ（ヨーロッパB）」「比較法制度論Ⅲ（アジア）」「法と公共政策」「法と経済」「立法と政治」を選択必修科目として開設している。

（エ）展開・先端科目

70を超える科目を、選択必修科目ないし選択科目として開設している。グループ分けをすれば、「企業関係法務」「知的財産関係法務」「ジェンダー関係法務」「環境関係法務」「医事生命倫理関係法務」の5分野の専門法曹を養成する科目を中心にして、「国際関係法務」「倒産関係法務」「租税関係法務」「経済法関係法務」「犯罪学・少年法関係法務」「サイバ

一法関係法務」などになる。いずれの科目も、現代的な諸問題について深く洞察し、適切に対応できる能力を養成することを意図している。

(3) 教育方法

ア 講義形式

自主学習と授業との一体化のための「E-learning 自主学習教育システム」を活用することを推奨し、研究者教員による体系的レクチャーを中心に、1クラス約50名（法律基本科目群及び実務基礎科目群の必修科目）での双方向授業を実施する。

なかでも、法曹実務は弁護士・裁判官・検察官の三者で異なるところがあるので、3年次配当の「法曹倫理」、2年次配当の「事実と証明Ⅰ（民事）」及び「事実と証明Ⅱ（刑事）」では、三者によるオムニバス方式の授業を行う。

イ 演習形式

1クラス約20名で、課題別に、ケース・メソッドやソクラテス・メソッド方式の討論中心の授業を実施する。

ウ 実践形式

実務基礎科目群のうち、「法情報調査」は、集中授業で少人数クラスによる法情報検索実践、「模擬裁判（民事）」、「模擬裁判・法文書作成（刑事）」は、民事系実務家教員、刑事系実務家教員がそれぞれの科目について担当し、受講生の主体的な協議・決定の下で各種の手続選択等を行う。「法曹実務演習1」は、法律事務所等への派遣による法曹実務実践を実施する。「法曹実務演習2」は、行政機関において実務を実践する。

(4) 履修制限単位数

履修制限単位数	1年次	2年次	3年次	合計	修了要件単位数
	42	36	40	118	93

※1年次の履修については、38単位を越えて履修登録する際は、法律基本科目の「総合指導科目」に限る。

9 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価

S・A・B・Cを合格とし、Fを不合格とする。

「S」：非常によく達成している（100～90点）

「A」：よく達成している（89～80点）

「B」：達成している（79～70点）

「C」：目標の最低限は達成しているものの、不十分な点がある（69～60点）

「F」：達成していない（60点未満）

なお、評価「S」は総履修者の10%以内に付与することとし、「S」「A」を併せて履修者の35%程度とする。また、「B」については45%程度、「C」については20%程度に付与する。

(2) 進級条件

ア 1年次から2年次への進級条件

1年次に配当されている必修科目の総単位数の5分の4（2010年度以降入学者：24単位、2009年度以前入学者：23単位）以上を修得するとともに、必修科目のGPAで1.4以上を修得しなければならない。（下線部は2009年度以降入学者から適用）

イ 2年次から3年次への進級条件

（ア）法学未修者

1年次に配当されている必修科目のすべての単位、及び2年次に配当されている必修科目の総単位数の5分の4（23単位）以上を修得しなければならない。

（イ）法学既修者

2年次に履修するべき必修科目の総単位数の5分の4（24単位）以上を修得しなければならない。

(3) 退学制度について（2010年度以降入学者適用）

本法科大学院は、任意退学、懲戒退学のほか、成績不良により退学となる制度を設けている。

教授会において定める進級要件を満たさないことにより同一年次に引き続き2年間（休学の期間は除く。）在学する学生が、なお進級できない場合は、その年度末において退学させる。

また、以下の要件に当てはまる場合は、退学勧告を行う。

ア 正当な理由なく1年次において必修科目の修得単位数が3分の1に充たなかった場合（10単位未満）。

イ 正当な理由なく2年次において2年次に配当されている必修科目の修得単位数が3分の1に充たなかった場合（10単位未満）。

(4) 修了要件

- ① 修了に必要な単位数は93単位とする（法学既修者はうち28単位は免除）。
- ② 必修科目60単位を修得しなければならない。
- ③ 実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群から31単位以上を修得しなければならない。
- ④ 選択必修科目として、実務基礎科目群及び基礎法学・隣接科目群から4単位以上を、展開・先端科目群の選択必修科目から12単位以上を修得しなければならない。

(5) 学位

法務博士（専門職）

10 学費及び奨学金の学生支援制度

(1) 学費（2012年度入学諸費用）

入学金（初年度のみ） 280,000円

授業料 1,160,000円

教育充実料 180,000円

学生健康保険互助組合費 2,500円 年額1,622,500円（初年度）

(2) 奨学金

ア 明治大学法科大学院給費奨学金A（新入生）

採用予定者数 約20名

対象 優秀な人材を確保する観点から、既修者コース合格者のうち入学試験の成績上位者

採用候補者発表 最終合格発表時に個別に通知する。

給付額 年間授業料相当額（116万円）

給付期間 標準修業年限（2年間）

但し、次年度については前年度の成績により継続給付を取り消すことがある。

留意事項 日本学生支援機構奨学金「第一種奨学金（無利子）」との併用はできない。「第二種奨学金（有利子）」との併用は可能である。

イ 明治大学法科大学院給費奨学金B（新入生）

採用予定者数 約50名

対象 優秀な人材を確保する観点から、既修者・未修者コース合格者のうち入学試験の成績上位者（明治大学法科大学院給費奨学金A採用者を除く）

採用候補者発表 最終合格発表時に個別に通知する。

給付額 上限50万円

給付期間 標準修業年限（既修者コース2年間、未修者コース3年間）

但し、次年度については前年度の成績により継続給付を取り消すことがある。

留意事項 日本学生支援機構奨学金「第一種奨学金（無利子）」「第二種奨学金（有利子）」との併用は可能である。

ウ 明治大学法科大学院給費奨学金（在学生）

採用予定者数 若干名

対象 在学する2年生（未修者）と3年生の成績優秀者（明治大学法科大学院

給費奨学生 A 受給者を除く)

- 採用方法 在学生の学業を奨励する観点から、前年度の学業成績（必修科目 G P A）に基づき採用する。
- 採用候補者発表 12月に掲示で発表する。
- 給付額 年間 50万円を超えない額
- 給付期間 当該年度限り
- 留意事項 日本学生支援機構奨学生「第一種奨学生（無利子）」「第二種奨学生（有利子）」との併用は可能である。

エ 明治大学校友会奨学生

- 採用予定者数：対象の成績優秀者（給費奨学生 A 受給者・休学者を除く）の各成績上位者数名
- 対 象 : 在学する1年生と2年生（既修者）の成績優秀者（給費奨学生 A 受給者・休学者を除く）
- 採用方法 : 当該年度前期までの学業成績（必修GPA）を基準に選考
- 給付額 : 2011年度実績；
1年生8名に対し、年額270,625円
2年生5名に対し、年額430,000円
- 給付期間 : 当該年度限り

オ 日本学生支援機構奨学生

第一種奨学生（無利子貸与）

第二種奨学生（有利子貸与）

※詳細は日本学生支援機構ホームページ参照

1.2 修了者の進路及び活動状況

(1) 修了者数（2012年3月）

197名（未修者コース66名、既修者コース131名）

(2) 平成23年新司法試験（2011年）

受験者375名、合格者90名

以 上